

芦屋町職員の懲戒処分及び分限処分について

1. 事案の概要

令和5年9月3日11時45分頃、被処分者が運転の普通乗用車が、他県の警察署が行っていた検問で運転免許証の提示を求められ、純無免許運転（※1）であることが発覚した。

本件は12年間を超える期間にも及ぶ交通法規違反の事案であり、公務及び通勤での運転も確認されている。かかる検問がなければ無免許運転を継続していたおそれがあること、係長という特に厳格に自らを律し、他の職員の模範となるべき地位にあり、その職責は高いものであることなどから、町及び職員全体の信用を著しく失墜する行為に該当するため、下記の処分を行うものである。

（※1）純無免許運転とは、現在に至るまで、一度も運転免許証を交付されたことのない者が公道上を運転すること。

2. 懲戒処分内容

被処分者	処分日	処分の程度
福祉課 係長（30代・男性）	令和5年11月1日	停職3月

3. 分限処分内容

被処分者	処分日	処分の程度
同上	同上	主査へ降任

4. 処分に対する町長のコメント

これまで、交通法規の遵守について、機会ある度に注意喚起を行ってきたところですが、この度、法を率先して守るべき立場にある町職員が無免許運転を行い、町民の皆様の信頼を損なう事態となったことに対しまして、心よりお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事態が発生しないよう、再発防止に向け、服務規律の遵守のための取り組みを徹底し、職員一丸となって、町民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。

芦屋町長 波多野 茂丸